（法第三十三条の二十二において準用する法第二十七条第二項の証明書の様式）

第三十条　法第三十三条の二十二において準用する法第二十七条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

（管理票）

第三十一条　法第三十三条の二十三第一項又は第二項の規定による管理票の作成は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

一　作成者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　作成者が特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　作成者に譲渡し又は引渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五・六　（略）

第三十二条　法第三十三条の二十三第一項第三号の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める場合は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により新たに特別特定器官等（法第三十三条の二十三第一項に規定するものに限る。以下この項において同じ。）を得た場合又は同法の規定に基づき自ら適法に特別特定器官等を輸入した場合若しくはその特別特定器官等の分割により新たに特別特定器官等を得た場合とする。

2　法第三十三条の二十三第二項第三号の環境大臣等の発する命令で定める場合は、次の各号に定めるものとする。

一　外国為替及び外国貿易法の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等（法第三十三条の二十三第二項に規定するものに限る。以下この項において同じ。）又は同法の規定に基づき自ら適法に輸入した特定器官等若しくはその特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　新たに令第十条又は令第十三条の規定により法第三十三条の二に規定する特定国際種事業の届出又は法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業者の登録を要する特定器官等（以下この号において「事業関係特定器官等」という。）とされた特定器官等（環境大臣及び経済産業大臣が適正に入手されたものとして認めたものに限る。）を当該特定器官等が事業関係特定器官等とされた日（以下「適用日」という。）に正当な権原に基づき占有している者が適用日後三月間に当該特定器官等（その分割により得られた特定器官等を含む。）の譲渡し又は引渡しをする場合

（管理票の写しの保存）

第三十三条　法第三十三条の二十三第五項の規定による管理票の写しの保存の期間は、特定器官等の譲渡し又は引渡しをした日から五年間とする。

（認定対象製品）

第三十四条　令第十八条の環境省令、経済産業省令で定める製品は、装身具、調度品、楽器、印章、室内娯楽用具、食卓用具、文房具、喫煙具、日用雑貨、仏具及び茶道具とする。

2　令第十八条の環境省令、経済産業省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新規）

（管理票）

第五条　法第三十三条の六第一項の規定による管理票の作成は、次の各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

一　作成者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　作成者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

四・五　（略）

第六条　法第三十三条の六第一項第三号の環境省令、経済産業省令で定める場合は、次の各号に定めるものとする。

一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等又は同法の規定に基づき自ら適法に輸入した特定器官等若しくはその特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　新たに令第五条の二の規定により法第三十三条の二に規定する特定国際種事業の届出を要する特定器官等（以下この号において「事業関係特定器官等」という。）とされた特定器官等（環境大臣及び経済産業大臣が適正に入手されたものとして認めたものに限る。）を当該特定器官等が事業関係特定器官等とされた日（以下「適用日」という。）に正当な権原に基づき占有している者が適用日後三月間に当該特定器官等（その分割により得られた特定器官等を含む。）の譲渡し又は引渡しをする場合

（新規）

（認定対象製品）

第七条　令第五条の五の環境省令、経済産業省令で定める製品は、装身具、調度品、楽器、印章、室内娯楽用具、食卓用具、文房具、喫煙具、日用雑貨、仏具及び茶道具とする。

2　令第五条の五の環境省令、経済産業省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）